

鎌倉市障害児保育推進特別対策事業費補助金交付基準

- 1 鎌倉市障害児保育推進特別事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項の補助金額等の算出方法は、次のとおりとする。

補助経費	補助額
第1特別経費	月額 77,000 円×障害児入所延月数
第2特別経費	月額 67,000 円×障害児入所延月数
通常経費	月額 57,000 円×障害児入所延月数

上記算出方法の障害児入所延月数は、各月初日入所児童数に補助対象月数を乗じた月数とする。

なお、補助対象月数は次のとおり定め、年度を越えない範囲で遡及して対象とすることができるものとする。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に基づく特別児童扶養手当の受給をもって補助対象となる児童においては、支給対象に認定された日を含む月からとする。
- (2) 身体障害者手帳若しくは療育手帳の交付をもって補助対象となる児童においては、手帳の交付を受けた日を含む月からとする。
- (3) 鎌倉市発達支援委員会の認定を受けたことをもって補助対象となる児童においては、当該障害児に係る障害児保育助成に係る認定申請書を提出した日を含む月からとする。

- 2 要綱第4条第1項に規定する交付申請期限日及び同条第3項に規定する交付方法等については、次のとおりとする。

補助経費	交付申請期限日	交付方法等
第1特別経費	原則、6月、9月、1	四半期の4回に分けて 実績払い
第2特別経費	2月、3月の各月5日	
通常経費	まで	

付 則

この交付基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(参考) 改正の沿革（付則の略記）

平成 6 年 4 月 1 日施行。

平成 7 年 3 月 20 日施行。平成 6 年 4 月 1 日適用。

平成 7 年 11 月 2 日施行。平成 7 年 4 月 1 日適用。

平成 8 年 3 月 1 日施行。平成 7 年 4 月 1 日適用。

平成 9 年 2 月 26 日施行。平成 8 年 4 月 1 日適用。

平成 10 年 3 月 2 日施行。平成 9 年 4 月 1 日適用。

平成 11 年 3 月 30 日施行。平成 10 年 4 月 1 日適用。

平成 12 年 3 月 9 日施行。平成 11 年 4 月 1 日適用。

平成 14 年 3 月 5 日施行。平成 13 年 4 月 1 日適用。

平成 15 年 2 月 12 日施行。平成 14 年 4 月 1 日適用。

平成 16 年 4 月 1 日施行。

平成 24 年 7 月 6 日施行。平成 24 年 4 月 1 日適用。

平成 26 年 4 月 1 日施行。

平成 30 年 4 月 1 日施行。